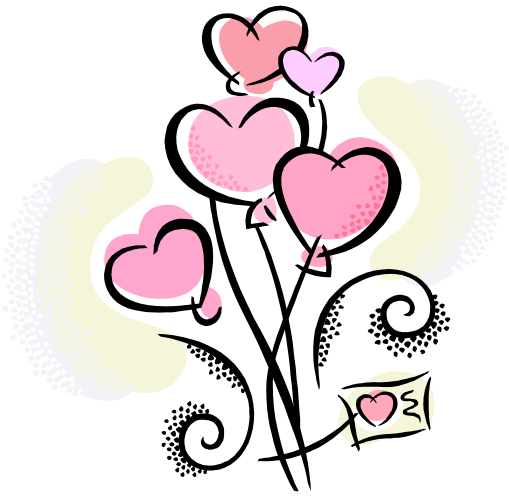
難病・高次脳機能障がい・
発達障がいのある人の就労のために



　このリーフレットでは、難病、高次脳機能障がい、発達障がいのある人の就労事例とともに、相談機関や助成金の紹介をしています。企業・事業主の皆様には、障がいのある方々の採用・継続雇用にご理解とご協力をお願いします。

目次

１．難病・高次脳機能障がい・発達障がいとは …… Ｐ．１
２．就労事例（全１０事例） …… Ｐ．２～１１
３．主な相談・支援機関等 …… Ｐ．１２
４．主な助成金 …… Ｐ．１３

福　岡　県

令和８年１０月

難病・高次脳機能障がい・発達障がいとは

○　難病

「難病」とは医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を総称して用いられてきた言葉です。歴史的には、昭和４７年の厚生省「難病対策要綱」において、「①原因不明、治療方法未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病」「②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と位置づけられ、こうした生活や介護の困難さも含めて捉えられてきました。

その後、平成２６年５月に難病患者に対する医療費助成の公平かつ安定的な制度の確立や、調査研究・療養生活環境の整備を目的として「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、医療費助成の法的枠組みが作られました。令和７年４月からは医療費助成の対象となる指定難病が３４８疾病に拡大され、各種障がい者福祉サービスが利用できる障害者総合支援法の対象となる疾病も３７６に拡大されました。これら難病患者の方々の症状・状態は、個人個人により様々です。

疾患の重症度により異なりますが、身体的負担が少なく、休憩や通院しやすいなど、条件さえ合えば、難病のある人が働ける仕事が十分にあります。

○　高次脳機能障がい

高次脳機能障がいは、事故や病気で脳に損傷を受けたことにより、記憶の障がい（自分の行動や指示されたことを短時間で忘れる）、感情の障がい（感情のコントロールがきかず怒りっぽくなる）、注意の障がい（注意が散漫になりやすく一つの行動を継続することが難しくなる）などの後遺症が生じることをいいます。

職場では、記憶に障がいがみられる場合には、指示をメモにとること、メモを確認しながら仕事をすることを習慣化する、表示プレートのように目印になるものを置くなど環境側を分かりやすく調整することなどが有効です。効率よく作業が進められなかったり、混乱してしまったりする場合は、手順を明確にし、フローを図示して、手順書に沿って作業を進めるなどの配慮が大切です。

○　発達障がい

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現する障がいを有するもの（発達障害者支援法）とされ、社会性やコミュニケーションなどの面で困難さを持っています。

職場では、確実に守るべきルールは文章やメモにして具体的に示す（図示など）、上司や同僚に対する接し方についてはそれぞれの役割を明示し、モデルを示すなどの配慮が大切です。

２０代　女性（障がい・疾病名：多発性硬化症）

○就職先
　新聞社営業所
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：６年
　勤務形態：パート勤務（８：００～１２：００　週６日勤務）
○仕事内容
　・顧客からの電話応対　　・新聞配達員への連絡
　・不配新聞の配達（近隣）　・購読料の集金（近隣）



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
　・中学３年生のとき、多発性硬化症を発症。
　・長時間歩いたり、立ち続けたり、座り続けることが困難。疲れやすい。
　・歩行時は杖を使用。階段の昇り降りは手すりが必要。
○支援機関及び支援内容
　①障害者就業・生活支援センター：
　会社から障がいのある人を雇用したいとの相談を受け、支援制度等の紹介・説明を行う。就職後は訪問及び電話等で事業所及び本人から就業状況や不安な点､困っていることなどを確認し、助言等を行っている。
　②ハローワーク：障がい者専用求人の受理及び該当者の紹介を行う。
　③病院：定期受診及び検査によって病状を確認し、進行を抑え病状の安定を図る。
○職場で配慮していること
　・通院などは事前にスケジュール調整しているが、急な体調不良時も療養を優先するよう対応している。
　・職場や業務内容に慣れてくると本人に仕事を任せ、就業時間や休憩など、本人の状況に応じて柔軟に対応している。

○職場の上司からのコメント
　陰ひなたなく働いてくれてとても助かっています。明るくお客様への対応も良いため、他の営業所からも羨ましがられています。きちんと報告をし、判らないことも相談してくるので困っていることはありませんね。細かなことにもよく気がついて、空いた時間に営業所の周りも清掃するなどきれいにしてくれていますよ。
○ご自身のコメント
　働くことで体を動かす機会を得て、リハビリにもなっているのか調子がいいです。
　暑い時・寒い時に脚が硬直してきても、休憩を挟んだりマッサージをしたりすることで動く事が出来ています。最近は事務所での仕事以外に外に出て直接お客様にお会いする仕事も任されて楽しいです。
　仕事をすることで何事においても責任感が持てるようになりました。様々な経験を重ねることで視野が広がり、（病気のことなど）自分でウジウジすることが減りました。これからも無理をしない範囲で自分の出来ることの幅を広げていきたいと思います。

３０代　男性（障がい・疾病名：クローン病）

○就職先
　鉄鋼業
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：３年５か月
　勤務形態：嘱託社員（１日８時間勤務）８：３０～１７：００
○仕事内容
　・検査で上がってきた部材の傷の測定　・測定結果の入力業務等

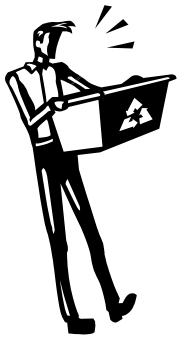


○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
　・１６歳の時にクローン病を発病。
　・現在、大学病院に６週間に１度通院。常に軟便であり、体調の管理は欠かせない。
　・新薬の登場により、体調は安定してきている。
○支援機関及び支援内容
　障害者就業・生活支援センター：
　　採用当初は、本人の業務遂行状況や心身面等の確認、企業担当者への本人に対する接し方や留意事項の確認等、細かな打ち合わせを実施。その後は状況確認等を行うために、定期的に企業訪問を主にした支援を実施。
　　作業は製品の傷の検査(測定)であり、コツはいるものの、難しい作業ではなかったため特に大きな問題はなくスムーズに習得し、現在は仕事内容や体調も安定しており、必要時に本人からの相談をいただく程度で、企業の中でも自立している状況。企業においても、本人に対する理解や配慮も得ている。
○職場で配慮していること
　・本人にとってわかり易い業務への配置をしている。
　・通院が大学病院という事もあり、平日の休みが必要。定期通院のほか、体調悪化時について通院できるよう対応している。

○ご自身のコメント
　　自分自身の活躍の場があることがうれしいです。体調が安定し、自身の力で経済的な自立ができていることは自分の自信になってきていると思います。できる限り継続して、現在の職場で働いていきたいです。

２０代　男性（障がい・疾病名：高次脳機能障がい、うつ病）

○就職先
　リサイクル関連会社
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：１年９ヶ月
　勤務形態：正社員（週５日、８時間／日勤務）
○仕事内容
　ペットボトル、白色トレイ、ビン類の選別作業



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
・平成９年、交通事故の後遺症により記銘力障がいと診断され、その後、平成１９年に高次脳機能障がいと診断された。
・身体機能の制限は認められないが、記憶障がいの症状が認められる。
・ストレスが溜まった時などに精神的に不安定になることがあるが、本人の努力や職場のサポートにより頻度は徐々に減少している。
○支援機関及び支援内容
①障害者就業・生活支援センター：必要に応じて職場を訪問。在職者交流会(年２回)への参加の働き掛けを行っている。
②就労移行事業所：必要に応じて職場を訪問し、本人、上司から就業状況の聞き取りを行っている。
③医療機関：うつ病の症状について、定期的に診察を受け、服薬等で体調を管理している。
○職場で配慮していること
・障がいの特性上、指示されたことが部分的に記憶できていないことがあるので、こまめにメモを取る時間を作っている。
・作業場内の見やすい場所に、作業マニュアルや手順書などを掲示している。
・通院日は休みにする、体調不良になった際には休憩室にてしばらく休養させるなど、本人の体調に応じて対応している。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　いつも笑顔で、気持ちの良い挨拶がとても印象的です。業務においても、悩みや分らないことがあるときには必ず相談してくれるので、解決方法を一緒に考えることができています。
　今後も無理をせずマイペースで作業に取り組んでください。
○ご自身のコメント
　この仕事は奥が深いと感じています。日を追うごとに、色々と勉強になることが多くなってきたと思います。今後も自分のペースで、少しずつスキルアップを図っていけたらと思っています。体を動かすことが好きなので、ウォーキングなどでリフレッシュしています。
　将来の目標は、今の職場で責任のある立場になりたいと思っています。

２０代　男性
（障がい・疾病名：右視床出血による左上下肢麻痺、高次脳機能障がい）

○就職先
　小売店（生活雑貨）
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：１年２ヶ月
　勤務形態：パート（１日５時間、週５日勤務）
○仕事内容
　・商品陳列　・検品作業　・店内清掃



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
　・５歳時、左上下肢麻痺を発症。成人してから高次脳機能障がいの診断を受ける。
　・左上下肢に麻痺があり、重い物を持つことができない。
　・集中力が途切れやすい。
○支援機関及び支援内容
　①障害者就業・生活支援センター：
　　定期的な職場訪問により企業・本人の状況把握（作業手順の見直し、仕事の進め方について確認）。
　　適宜、従業員（特に新規の方）に対し障がい特性への対応について助言。
　②就労移行支援事業所：職場訪問を行い、本人の性格等を職場に伝え、就職時の不安を解消（採用後３，４カ月）。
　③医療機関：左上下肢麻痺の症状について定期的に診察を受け、体調を管理。
○職場で配慮していること
　・検品作業時にバックルームで椅子に座り作業を行うことで下肢への負担を減らすようにした。
　・忘れがちなことについては見やすい場所に手順を掲示している。
　・（ホチキスに芯を補充するなど）手先の細かな作業は難しいため、同僚や上司がサポートしている。
　・病院の定期受診のためのシフト調整を行っている。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　スタッフの助言を聞きながら成長されていて店舗として必要不可欠なスタッフになっています。左上下肢の不自由さを工夫しながら業務に取り組んでいただいています。今後も店舗で活躍していただきたいです。
○ご自身のコメント
　商品陳列業務が自分の担当業務ですが、やりがいや充実感があり働くことを楽しく感じています。今後も長く頑張っていきたいです。

３０代　男性（障がい・疾病名：広汎性発達障がい・うつ病）

○就職先
　子ども通所サービス（障がい児の通所支援事業所）
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：１年
　勤務形態：非常勤職員（１日４時間、週５日勤務）
○仕事内容
　障害児の日中活動・食事・外出等における支援業務



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
・平成２１年、広汎性発達障がいの診断を受ける。
・急な事態の対応が苦手であるが、定型的業務であれば対応可能。
・対人関係が苦手であるため、相談相手が必要。
○支援機関及び支援内容
①障害者就業・生活支援センター：
　２週間に１回、本人が来所する際に、就業面・生活面について現状確認のうえ、相談を受けている。必要に応じて職場訪問、はたらく仲間の交流会への参加（年４回）を推奨。
②ハローワーク：職業の紹介・斡旋を通した就職相談（就職前における関わり）。
③病院：医師による体調管理・服薬調整。
④若者応援センター：休日の過ごし方についてイベントなどの情報提供。
○職場で配慮していること
・本人が急な事態の変更への対応が難しいため、勤務時間等の変更は２～３日前までにあらかじめ本人へ伝達している。
・本人の能力や状況に応じて、少しずつ担当の仕事を増やすなど、仕事内容を調整している。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　子どもたちにとても一生懸命関わってもらっています。同じ障がいのある子どもたちに「障がいがあるから何もできない」ではなく、「障がいがあっても働ける」ということを、身を持って伝えてくれていますし、一緒に働くことで私たちも勉強になったことがたくさんあります。これからも頑張ってほしいです。
○ご自身のコメント
　上司や同僚の方の理解もあり、分からないこと等聞きやすいので、仕事がやりやすいです。障がいを伝えた上で働く場所を与えてくださった上司に感謝しながら働いています。これからもその気持ちを忘れないでいたいです。

４０代　女性（障がい・疾病名：脳脊髄液減少症・慢性疲労症候群ほか）

○就職先
　コピー・デザイン・印刷業
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：２年７ヶ月
　勤務形態：準社員（１日７時間、週５日勤務）、在宅勤務（テレワーク）
○仕事内容
　データ入力、各種デザイン、ホームページ更新業務等



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
・平成１８年、交通事故にあい、脳脊髄液減少症、線維筋痛症、軽度外傷性脳損傷による高次脳機能障がい、左足総腓骨神経麻痺などを発症。筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群も併発している。
・全身に痛みがあり、非常に疲れやすく、通勤することが困難となる。
・短期記憶障がい、注意障がいがある。
・症状が固定していない。
○支援機関及び支援内容
①就労移行支援事業所：
在宅での就労移行支援サービスを行い、在宅勤務での勤怠管理や業務指示・報連相などの業務管理、体調管理を実践することで、テレワークが就労において有効な形態であることや業務能力も高いことを確認した。就職後は毎月１回以上面談を行った。
②病院：認知行動療法・１ヶ月半ごとのカウンセリング
○職場で配慮していること
・通勤をすると体力の７０％を使ってしまうので、在宅でのテレワークによる就労を実施。ＩＣＴ機器を最大限に活用し、業務における指示や報連相などのコミュニケーションを図っている。
・本人のパソコンスキルが非常に高いため、担当できる仕事は多いが、決して無理をせず体調と上手に付き合いながら、最高のパフォーマンスを発揮してもらうために、休憩も自由に取りながら仕事をしてもらうようにしている。

○職場の上司（同僚）からのコメント
「得意なこと」を生かして、非常にいい仕事をしてもらっています。これまでの様々な業務経験や社会経験を生かして、企画提案を行い、お客さまの期待以上の仕事が実現し、お客さまにも大変喜んでいただいています。また、ＩＣＴ機器の活用方法や使い方などを同僚の社員に教えてくれるなど、幅広く会社に貢献してくれています。
○ご自身のコメント
上司、同僚の理解と配慮により、体調に合わせたペースで仕事ができています。相談もしやすく、問題点はその都度報告し、早急に解決する方向で対処してもらえるので安心です。

２０代　女性（障がい・疾病名：突発性肺動脈性肺高血圧症）

○就職先
　不動産管理業特例子会社
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：８ヶ月（２０２０年１０月現在）
　勤務形態：パート（１日５時間・週５日勤務）、在宅勤務（テレワーク）
○仕事内容
　ＰＤＦデータの名前づけ・システムへの登録作業等



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
　中学１年生の時に突発性肺動脈性肺高血圧症を発症。激しい運動や温度差により体調を崩すことがあるため通勤が伴う勤務が難しい。また、疲れやすさから長時間の勤務には配慮が必要。
○支援機関及び支援内容
　①就労移行支援事業所：
　在宅支援システムを活用し、就労移行支援サービスを行う。支援内容として、利用毎に体調管理・課題の提供（主にパソコン機能を活用し、Excel、Word の学習）・就職先の情報提供・週１回自宅訪問・月１回事業所来所の実施・就職後は定期的に電話等による状況確認、必要に応じて企業に状況確認を行う。
　②病院：医師による体調管理・服薬調整。
○職場で配慮していること
　テレワークによってコミュニケーションが希薄にならないよう、勤務時間中は常時 Web 会議ツールを接続し、報連相をしやすく、お互いを身近に感じられるような環境づくりをしています。通院以外で休むことは殆どありませんが、体調に変化があれば、療養を第一に考え、無理のない範囲で勤務していただいています。また、その日感じたことや気づきを、サポートスタッフに毎日メールで報告してもらい、業務支援に活かしています。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　笑顔が素敵で明るい彼女。初めての就労ですが、わからないことをそのままにせず、きちんと質問し、先輩社員からのアドバイスも素直に取り入れていけるので、ぐんぐん成長しています。当社のテレワーク社員第一号が彼女で本当によかった！これからも体調を第一に考えながら、一緒にがんばっていきましょう。
○ご自身のコメント
　体温調整が難しいため、夏場は体力を消耗して疲れやすいのですが、在宅勤務であれば室温を自分でコントロールすることができるので、仕事もきちんとこなせます。最初の頃は、質問することが苦手で聞けずにいたのですが、今は遠慮なく聞くようにしています。やりとりは口頭が多く、分からないことがあってもすぐに聞けるので安心です。
　これからも、沢山の仕事を任せていただけるように頑張ります。

２０代　女性（障がい・疾病名：アスペルガー症候群・躁鬱）

○就職先
　小売店（雑貨　等）
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：約１年１ヶ月
　勤務形態：パート（１日４．５時間・週５日勤務）
○仕事内容
　・商品陳列　・検品　・接客　等



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
　・心因性難聴の症状をきっかけに、心療内科への紹介を受け受診に至る。
　・コミュニケーションをとることが苦手。
　・自主的な発信を積極的に行うことが難しい。
○支援機関及び支援内容
　①障害者就業・生活支援センター：
　　臨床心理士による心理検査等を行い、本人の特性を確認し、企業の選定を行う。就労後は、定期的な職場訪問で本人の就業状況確認。本人からの相談には都度電話等で対応し、必要があれば企業と面談を行う。
　②ハローワーク：障害者求人の紹介及び求人の受理。
　③医療機関：症状について、定期的に診察を受け、相談や服薬等で体調を管理している。
○職場で配慮していること
　・入社当初は主に商品陳列からの対応をし、本人の慣れ具合を見ながら新しい業務の提供を都度行う。
　・企業が作成しているアセスメントシートを用いての定期的面談。
　・本人の相談に応じて、出勤曜日の変更。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　現在、無遅刻無欠席で出勤されている。現在の業務も問題がなく、業務に関しての質問も都度スタッフに尋ねている。接客対応に緊張はされているようですが、最後までお客様に寄り添って優しく対応している姿が見られます。
○ご自身のコメント
　業務に対して、特に接客は毎回決まった内容ではないため、不安な面もありますが、緊張しながらも接客対応を頑張っています。上記にある業務に加えて、新たな業務を教えていただく中で、目標が明確になりつつあり、これからも頑張ろうと思います。

２０代　男性（障がい・疾病名：アスペルガー症候群）

○就職先
　印刷版製造・ダンボール加工　等
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：約２年
　勤務形態：正社員（１日８時間・週５日勤務）
○仕事内容
　デザイン制作　等



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
・平成１２年８月に療育手帳を交付されていたが失効し、クローズでの一般就労を数社経験。
・コミュニケーションや疲れ等業務面での難しさを感じ、発達障がい者支援センターへの相談も経て、手帳を再交付。
・障害者就業・生活支援センターと障害者職業センターを利用している。

○支援機関及び支援内容
①発達障がい者支援センター：特性についての相談対応。関係機関の情報提供とそれに伴い様々な支援機関への利用調整等を行う。
②障害者職業センター：職業準備訓練を通所利用し、作業や対人に対してのスキルトレーニング等の訓練を行う。入社以降にジョブコーチ支援を利用し、定期的な職場訪問でのやり取りを行う。
③障害者就業・生活支援センター：障害者職業センターの利用と並行して、就職活動時の求人や履歴書の確認を行う。また、定着支援においても、障害者職業センターと情報共有しながら職場訪問するとともに、障害者就業・生活支援センターで開催している交流会を案内する。

○職場で配慮していること
・定着支援での面談時間を作り、個室にて対応をしている。
・本人の作業において、可能な限り最終確認対応（ダブルチェック）を行っている。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　営業から受けた依頼を基にダンボールのデザインを行っています。
　確認不足でミスをすることもありますが、先方と電話でやり取りを行って調整するなど成長がみられます。
○ご自身のコメント
　自分が今まで学んだ知識やソフト等の経験を活かしたお仕事に就けていると思います。
　直近では、退職される方の業務の引継ぎもあり、バタバタしてミスをしてしまう時もありますが、任された目の前の業務に頑張って取り組んでいこうと思います。

３０代　男性（障がい・疾病名：注意欠如多動症、自閉スペクトラム症）

○就職先
　印刷業（印刷加工、資材販売　等）
○勤続年数及び勤務形態
　勤続年数：約４年
　勤務形態：テレワーク・パート（１日６時間、週５日勤務）
○仕事内容
　ＷＥＢ制作業務（コーディング作業等）



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）
・ＡＤＨＤは幼少期に診断あり。臨機応変な対応・コミュニケーションが上手く図れず、社会人になり、緊張型頭痛を発症。それをきっかけに不調が続き心療内科を受診し、自閉症スペクトラムの診断を受ける。このような理由から、仕事も短期離職になることがある。
・自身の経験と特性を把握した上で在宅の就労を検討し、就労移行支援を通して現在の仕事に就職。

○支援機関及び支援内容
①就労移行支援事業所：訓練にてＩＴ系のスキル等を学ぶ。
②病院：月１度の受診にて、体調や服薬面での相談を行う。
③障害者就業・生活支援センター：就職後の定着支援のため、面談を月１度行う。

○職場で配慮していること
・テレワークの中で、カメラをオンにしての空間が苦手であるため、可能な範囲内でオフにする等の対応を実施。
・作業上同時進行が発生することもあるが、必要以上増えないように業務調整を行う。
・口頭指示だと混乱やミスが発生してしまう可能性があるため、文面での指示を行う。
・自身で作業の優先順位を考えやすいように、業務をいつまでに完了させる必要があるか、具体的な期日を添えて業務依頼をしている。

○職場の上司（同僚）からのコメント
　直近で不安感からくる質問や確認の回数が多くなっていることがありました。そこに関して、解決策を話し、それを意識していただいている印象があります。
　また、業務には着実に対応していただいております。作業スピードも速く、入社時より業務範囲も広がっています。

○ご自身のコメント
　周りを気にしてしまう特性があり、今までの会社でも業務に差し支えることもあったので、在宅という働き方を選びました。並行作業があると混乱しやすいこともありますが、優先順位をつけながら作業することを心掛けています。

【主な相談・支援機関等】

○障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。

障がいのある人ご自身のほか、支援者やご家族、事業主等からの相談も受け付けています。

対象地域	名　　称	所　在　地	TEL
福岡市・糸島市	障害者就業・生活支援センター野の花	福岡市中央区天神 3-14-31 天神リンデンビル 5 階	092-729-9987
古賀市・糟屋郡	障害者就業・生活支援センターちどり	糟屋郡新宮町緑ケ浜 1-6-1	092-963-5062
宗像市・福津市	障害者就業・生活支援センターはまゆう	宗像市日の里 1-11-1 早川ビル 2 階 7 号室	0940-34-8200
筑紫野市・春日市・大野城市 太宰府市・那珂川市	障害者就業・生活支援センターちくし	春日市春日公園 5-16 コーポ 220　1 階	092-592-7789
朝倉市・朝倉郡	障害者就業・生活支援センターちくぜん	朝倉郡筑前町篠隈 349-14 プレステージ 21　301 号室	0946-42-6801
久留米市・大川市・小郡市・うきは市・ 三井郡・三潴郡	障害者就業・生活支援センターぽるて	久留米市合川町 1490-8	0942-65-8367
八女市・筑後市・八女郡	障害者就業・生活支援センターデュナミス	八女市津江 544-1	0943-25-3120
大牟田市・柳川市・みやま市	障害者就業・生活支援センターほっとかん	大牟田市新栄町 16-11-1	0944-57-7161
飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡	障害者就業・生活支援センターＢＡＳＡＲＡ	飯塚市吉原町 6-1 あいタウン 4 階	0948-23-5560
直方市・宮若市・鞍手郡	福岡県央障害者就業・生活支援センター	直方市須崎町 16-19	0949-22-3645
田川市・田川郡	障害者就業・生活支援センターじゃんぷ	田川市大字夏吉 4205-3	0947-23-1150
北九州市・中間市・遠賀郡	北九州障害者就業・生活支援センター	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 2 階	093-871-0030
行橋市・豊前市・京都郡・築上郡	障害者就業・生活支援センターエール	行橋市南泉 3-1-5	0930-25-7511

※ご利用の場合は、事前に各センターにお問い合わせください。

○難病相談支援センター

難病のある人やご家族からの相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っています。

・福岡県難病相談支援センター
　福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院北棟 2 階　TEL：092-643-8292
・福岡県難病相談支援センター（北九州センター）
　北九州市小倉北区馬借 1-7-1　北九州市総合保健福祉センター6 階　TEL：093-522-6641

○難病患者就職サポーターによる支援

難病患者就職サポーターは、難病のある人の就職支援や、難病のある社員の雇用管理に関する相談を行っているハローワークの専門スタッフで、福岡東公共職業安定所に配置されています。

福岡東公共職業安定所（ハローワーク福岡東）専門援助部門
　福岡市東区千早 6-1-1　　TEL：092-672-8633
※詳細はハローワーク福岡東へお問い合わせください。また、福岡中央・福岡南・福岡西のハローワークへの巡回相談も行っております。

○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

障がいのある人（難病のある人などを含む）の職場適応や職場定着を援助するため、ジョブコーチが職場を訪問して直接支援を行います。障がいのある人自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案するなど、障がいのある人の雇用管理等に関する助言を行います。

福岡障害者職業センター
福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5 階　TEL：092-752-5801

【主な助成金】

① 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がいのある人又は難治性疾患患者を、ハローワーク等の職業紹介により継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主に対して助成する制度です。

〈対象者〉障がい者手帳を所持していない発達障がい又は難病のある人であって、雇入れ日時点で満年齢が６５歳未満である人

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給額（半年毎に申請）
短時間労働者以外の労働者	中小企業以外	1 年	50 万円（25 万円×2 回）
	中小企業	2 年	120 万円（30 万円×4 回）
短時間労働者※	中小企業以外	1 年	30 万円（15 万円×2 回）
	中小企業	2 年	80 万円（20 万円×4 回）

※短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が、20 時間以上 30 時間未満の労働者をいいます。

② トライアル雇用助成金

ハローワーク等の職業紹介により、継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障がいのある人を一定期間試行雇用（トライアル雇用）する事業主に対し、助成金を支給するものです。

	対象者	雇用期間、所定労働時間	助成額（最大）
障害者トライアルコース	障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者 ア 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している イ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ウ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている エ 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がいのある人	原則３か月（精神障がいのある人は原則6か月）、１週間２０時間以上	月額：４万円（精神障がいのある人を雇用する場合は、雇入れから３か月間は月額8万円）
障害者短時間トライアルコース	精神障がいのある人 発達障がいのある人	3か月以上１２か月以内、 1週間１０時間以上２０時間未満	月額：４万円

③ 障害者介助等助成金

<職場支援員の配置又は委嘱助成金>

障がいのある労働者の職場定着を図るために、職場支援員を配置又は委嘱した事業主に対して助成するものです。

<職場復帰支援助成金>

中途障がい等により１か月以上の療養のための休職を余儀なくされた者の職務開発その他職場復帰のために必要な措置を講じた事業主に対して助成するものです。

④ 職場適応援助者助成金

<訪問型職場適応援助者助成金・企業在籍型職場適応援助者助成金>

職場適応援助者による援助を必要とする障がいのある人のために、職場適応援助者による支援を実施した事業主に対して助成するものです。※同一の企業在籍型職場適応援助者の配置に対する助成は１回のみ

※各種助成金について、上記以外にも支給要件があります。詳細・お問い合わせは以下にご連絡ください。

①,②　福岡労働局福岡助成金センター（092-411-4701）又は最寄りのハローワーク

③,④　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢・障害者業務課（092-718-1310）